

インターネット接続系仮想化機器賃借業務公募型プロポーザル審査基準

満点は 200 点とし、満点の 1/2 以上の得点を獲得した者で最高点の者を最優先交渉権者とする。同順位の場合は価格点の高いもの、価格点も同一の場合は機能要件の点数の高いものとする。

(1) 一次審査採点基準

書類審査 90 点

i) 費用見積 (90 点中 50 点)

評価方法:(事務局審査)下記により計算する。

- ・最低見積価格者の得点は 50 点とする。
- ・その他の者は下記の計算結果に応じた得点(小数点第3位以下切り捨て)とする。

『価格点 = 50 点 × (最低見積価格 ※1 / 見積価格 ※2)』

※1: 全提案者中最も低い見積価格

※2: 当該提案者の見積価格

ii) 機能要件 (90 点中 40 点)

市が求める機能等について、機能要件表を基に採点する。

(2) 二次審査採点基準

企画提案(プレゼン)110 点

提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションにより採点する。

i) UI・操作性 (110 点中 50 点)

UI・操作性が優れているかどうか等について判断する。

ii) システム構築・保守体制等 (110 点中 15 点)

実績、システム構築・保守体制、現行システム等の活用について判断する(実績、体制、技術力、スケジュールなど)。

iii) 運用保守性 (110 点中 15 点)

職員だけで容易に運用ができるか、設定変更・ユーザー追加などが容易か等について判断する。

iv) セキュリティ (110 点中 15 点)

LGWAN 接続系での使用に際し効果的なセキュリティ対策が取られているかについて等を判断する。

v) 提案等 (110 点中 15 点)

コスト削減と業務の効率化に向けた効果的な提案等があるかについて判断する。